

平成25年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月13日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第39号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第40号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第41号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第42号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第43号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第44号 瑞穂市立穂積北中学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第45号 瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 39 号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第 1、議案第 39 号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

会派の勉強会の中で、本議案の内容については報告を受けたわけですが、そこでお聞きをいたしますけれども、今度来られる市民安全対策監については、警視ということで退職をされるということでもありますけれども、その警部補と警視の違いはそれなりにわかるんですけども、その警視を任用することによって、仕事のどこがどのように住民の立場にとってプラスになるというふうに考えて御提案をされておられるのか、その点が肩書きの違いはわかりますけれども、中身は余りよくわかりませんので、具体的に御報告をいただければというふうに思います。

議長（星川睦枝君） 企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの御質問の内容は、どうして警視なのかというような御質問の趣旨だと思いますが、警視という方は、警察の中では上から 5 番目の位置づけということで、このあたりでは、警察署長さんの等級になります。

警察署のトップの方であるということから、交通などの分野から幅広い分野の事例をたくさん知っておられ、現役時代からもそうですが、即座にどのように判断したらいいかというような判断能力があったりとかするので、また警察署へのつなぎ役としても不足はありませんと思いますので、結果として市民サービスにつながると思います。

また、市民安全対策監の要綱の第 6 条には、市民生活の安全・安心、市民のトラブル、暴力追放、行政への不当要求などという職務がありますが、これらについても迅速に対応できると考えておりますので、警視という位置づけをしておりますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 1番 堀武君。

1番（堀 武君） 1番 堀武です。

私が行政当局にお聞きしたいのは、今の警視と契約するに関して、内容事項に関して詳細にわたってその職務内容をはっきりと契約するのか。なぜそういうことを言うかといいますと、契約内容によって、警視であられる方の職務範囲に限られるわけじゃないけれども、やはりそれを重点的にやって、あとに関しては、その幅の広さでやるべき。なぜかという、そのような御提案というんですか、あったもんですから、動きやすい体制をするには、やはり契約時点のときにしっかりとした職務内容を契約して、そして採用し、お願いするという形をとるのが当たり前のことだと私は思っておるもんですから、その辺の内容をどこまで契約をされるのか。それをちょっと答弁願います。以上です。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

契約ということではなくて、瑞穂市には市民安全対策監設置要綱に基づいておりますので、それによって任期とか定数とか職務等を定めていますので、そのあたりについて設置要綱のほうの基準に基づいて行いたいと思いますが、今の議員御指摘の内容については、やはりうちと今度対策監となる方との調整により詳しくやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） なぜこの質問をしたかという、やはりせっかく来ていただくんだから、やりやすい環境というんですか、あやふやな点があって、本人が動きにくいようなことでは何にもなりません。ですから、その辺のことをしっかりとした本人とよく話して、そして納得していただいてどのような方向性がいいのか、本人からの希望もあると思っておりますから、その辺を十分に聞いて行動をしていただきたい。これは切にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第40号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第40号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第41号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第41号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、資料の確認をさせていただきますけれども、資料41の2、岐阜県内消防団員報酬の実態でありますけれども、この表をインターネットでそれぞれの自治体のホームページと照合してみたいですけれども、全部が全部わかり切るところまではいきませんでしたけれども、例えば関市、羽島市、海津市、本巣市の報酬が違うんですね。ですから、これは直近の実態なのか、あるいは各自治体のホームページが直近なのか、それについて私どもはわかりません。

ただ、ホームページを見たら、例えば関でも、この実態表では、団長が2万4,000円というふうになっております。それから団員まで全部2万4,000円で並んでいますけれども、ホームページのほうを見ますと、団長は5万5,000円、副団長4万6,000円、分団長3万4,000円、以下2万4,000円ということになっております。羽島市につきましても、団長が5万2,000円ありますが、これは5万7,000円で、副団長4万4,000円が4万9,000円、分団長3万8,000円が4万3,000円、以下ずっとあります。海津市もこの表とは違います。本巣市の場合におきましても、団長、それから副団長等の報酬は一緒ですけれども、ただその中に筆頭副団長というものを設けて、この筆頭副団長が10万円というふうになっております。ですから、この表とホームページとは、どっちが一番新しいやつなのかどうか、ちょっと教えてください。

それと、瑞穂市の報酬が今まで団長が14万3,000円ということで、例えば岐阜市が8万2,500円ありますから、それに比べると相対的に高いようにはなっております。ただ1日で、1月平均にすると1万2,000円ちょっとぐらいで、その絶対額としてはどうなのかなということもあるんですけれども、問題は条例ですから、それぞれの自治体がそれぞれ基準を決めればいいわけでありまして、これだけ3万8,000円から14万3,000円までぐらいの幅があるという

ことについて、一応の基準となるべき根拠があって、それぞれの団長、副団長、分団長以下の金額を算出しているわけでありますから、そこら辺は、全体的にもそうですし、瑞穂市の場合はどうなっておったのかということについて、お聞きをしておきたいと思います。

それから、瑞穂市の実態に関連してちょっと1つだけ、細かいことですが、お聞きをしておきます。

費用弁償の関連でありますけれども、これは第13条で、火災の場合年額6,000円というふうにあるんですけれども、1回につきとか1日につきじゃないですね。年間6,000円というふうになっております。ぱっとこれ読んで思ったのは、1回出勤でも6,000円なのか、6回火事があって6回出勤した場合でも6,000円なのか、そこら辺は一体どうなっているのかなということはこの条例を夕べちょっと読ませていただく中でふと思いましたので、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいま3点の御質問があったかと思っております。

資料41の2の消防団員の他市町の状況でホームページと少し違っているのではないかとということですが、私のほうも最新の情報でということを示してありましたが、今言われた件については、再度また確認をさせていただきたいと思います。

それから、瑞穂市の団員の報酬がちょっと高いのではないかとということですが、合併の際には、巢南町と穂積町との金額をすり合わせてきております。その当初からほとんど変わっていないと思っておりますし、班長については、今4万円と2万4,000円がありますが、経験年数等があって、どちらかといいますと、穂積町の消防団員の方は長くやっていたという傾向にありますし、巢南町のほうは順番に交代していかれるという傾向があります。

これは県下的に見ましても、特に瑞穂の消防団員の方は、団員の経験年数が高い方が多いので、今までもなかなか見直すということはできなかったと思っております。これといった根拠があるかと言われたら、なかなか難しいところですが、標準的と言っただけなんです、交付税に算定してある数字で決まっておるところが、岐阜とか大垣とか高山というところがございます。それぞれの市町村は、その実態に合わせて報酬を見直しなさいということになっておりますので、今回、一部見直しをしたいと思っております。

また、火災につきましては、実を言いますと、何回出ても一応年間6,000円ということですが、現実には、火災の出勤というのはかなりの件数がありまして、ことしはもう二十何件出ているわけです。それから建物の火災の場合と、通常のちょっとした野焼きとか、そういう部分の火災の場合がございます。出勤に対しては、建物の火災の場合には、一応全消防団員出勤してくださいと。その他火災等につきましては、旧の地域ごと、穂積であれば穂積の消防

団が、巢南であれば巢南の消防団が出ていきなさいということで、今出動体制をしております。ですので、年額どれだけ火災があろうが、火事については6,000円ということで話し合いがついておりますので、よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 私、瑞穂市が高いからいけないというようなことではなくて、まず相対的には高いんだけど、月に直すと1万2,000円ぐらいになって、ただよそのところと比較した場合に、例えば美濃市等については団長が3万8,000円、随分、相対的に低い中での開きがありますよと。ですから、ばらばらでしょうと。けれども、基本的に消防団の活動について出動する場合の根拠というものは、そう余りばらばらではちょっとどうなんですかと。

それは、いわゆる自主立法でありますから、それぞれの自治体がそれぞれ条例で決まればいいんですけども、一応、社会的、平均的な根拠というものが客観的に示されなければ、それを前提にして多少の差はあるというのならばわかるんだけど、こんなにいろいろまちまちであるということについて、少しやはり根拠をただした上で、さて瑞穂市の費用弁償、あるいはこの報酬について見直すときに、どうそれを適用するかという基本的な考え方でやるべきではないかと、こういうことを申し上げたわけでありますから、その辺について御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

#### 日程第4 議案第42号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第42号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、補正予算の議案の9ページ、ハザードマップについてお尋ねいたします。

ハザードマップが、多分最新だと思うんですけども、平成24年3月改定がここに2つございます。ほぼ1年前に改定されているわけで、市民の方からはまたつくるのという素朴な疑問です。国の想定が変わったので、強化されたというか、強くなったので改定するというので

987万ですが、このことに関しまして、どこが実際に変わるか。もちろん数値が変わるとか色づけが変わるといのはわかりますが、そのほかに全体的にどういう点が変わるのかということと、それからハザードマップのポータルサイトというのがあると知りました。ここから逆探知して、よそのところのハザードマップの値段を見ると、随分安いところもある。つまりばらつきがあるということですが、広いところでも安くできていると。これは、実際はハザードマップの内容によって金額が違ってくるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。広さではないよだということ。

それから、今後も国の想定が変われば多分改定するんでしょうが、今後の見通しも教えてください。ハザードマップについて、これは各戸に配付されるものですので、市民も割と関心が高いというか、お金を使うことについては、総括的にいろいろ教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今回、補正予算に上げさせていただきましたハザードマップでございますけれども、先般、地震につきましては、南海トラフの巨大地震で瑞穂市は6弱、全壊棟数が1,110ということで報告を受けております。また、養老桑名四日市断層では、6強ということですね。全倒棟数が2,400、亡くなる方が100人という想定でございます。今のハザードマップですと、一部6強の地域がありますが、6弱と6強ということでございますので、影響としては6強ということで、今の現在の想定から言いますと、少しランクが上がりますので、見直さざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

また、洪水につきましては、今現在浸水の目安が5段階でございますけれども、この浸水の目安が3段階に変わります。3メートル以上の2階浸水と、0.5メートルから3メートルの床上浸水、それから0.5メートル未満の床下ですね。床下、床上、2階というふうに3段階に変わるといことで目安が変わりますので、これも変えざるを得ないのかなとは思っております。

ただ、国のほうから想定については来ておるんですけれども、まだ具体的などのように見直すかというところがまだ来ていないようでございます。そうした中での予算でございますので、また状況によっては、時期等が少しおくれる可能性があるかと思っておりますけれども、よろしく願いしたいと思います。

また、金額でございますけれども、確かに私どものハザードマップは、一面は図面で、もう片方はいろんな地震に対する対策・予防、そうした項目が入っております。これについても、今後見直しを一遍検討したいと思いますけれども、一つの裏表でそうした項目が全部入っておりますし、紙が大きいので、多分金額が高いのかなと思っております。地図だけにして、いろんな予防とか対策事業を別冊にするとか変えれば、ハザードマップそのものの金額としては安くなるかもわかりませんが、そこら辺も含めて、またどんなハザードマップがいいかとい

うのを、また皆さんの御意見がありましたらお知らせをいただきたいと思います。ですので、全体的にちょっとそこらあたりも見直しをしたいと思っております。

それと、今後ですけれども、やはり想定等が見直しされれば、やっぱりできる限り早く情報を渡したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第43号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第43号市道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第44号及び日程第7 議案第45号について（提案説明）

議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第44号瑞穂市立穂積北中学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について及び日程第7、議案第45号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまで一括議題とします。

それでは、市長、提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、追加提案について御説明を申し上げます。

まず、議案の第44号でございます。

瑞穂市立穂積北中学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結についてであります。

穂積北中学校につきましては、築29年と老朽化が進んでおり、今年度、来年度2カ年の継続事業として大規模改修工事を予算化したところでございます。このたび、建築工事分において一般競争入札を実施いたしましたところ、T S U C H I Y A株式会社岐阜営業所が落札しましたので、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるところであります。

次に、議案の第45号でございます。

瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市水防団につきましては、瑞穂市の場合、消防団員が水防団員を兼ねていることから、さきに提出しました議案の第41号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてと整合性を図るべく、水防団員の費用弁償も見直すため、市条例の改正を行うものでございます。

以上、2件の追加提出議案につきまして、御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時15分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先ほどの41号の瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての私の答弁の中で、団員の報酬が高いということで発言をしておりますが、団員そのものは2万2,000円ということで低い金額でございまして、それ以外の班長以上の者が高いということで御理解をいただきたいと思っております。

もう1点でございますが、資料の41の2でございますが、やはり一部少し訂正せざるを得ないところがあるかと思っておりますので、現在調べてまた皆さんに御提供したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第44号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち議案第44号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第44号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第6、議案第44号瑞穂市立穂積北中学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

質疑といいますか、まず要望をしたいと思うんですね。といいますのは、総括質疑の日に追加程で即質疑と。こういうやり方は、やはりいかなものかと。

今、いわゆる委員会付託、異議ありませんかということが言われましたけれども、本当は、私はよくないことだと思っているんです。確かにこの案件は、工事請負契約の建築部分の1億5,000万円を上回る部分だけですけれども、その資料としてそのほか電気設備とか、さらには機械設備等々があるわけですよ。その資料をいきなりもらっても、全協の中でも言いましたけれども、じゃあ歩切り率はどうなっているか。落札率はどうなっているか。ここに設計金額、予定価格は書いていますからわかるでしょうという問題じゃない。きょういきなり提起されて、電卓も持ってきていないから、慌てて携帯で計算をしなきゃならない。つまり時間がないわけね。

そもそも議会というのは、行政をチェックする。チェックをするためには、その議案の内容について、不十分であったとしても、少なくともどういう入札の経過で、歩切り率はどの程度で、落札率はどの程度で、何回の入札で決着がついているか等々、総合的に勘案をしなきゃならない。そうすると、例えばこの機械設備、さらには電気でも、確かに電気はもう半値ですね、電気は半値落札です。ところが、機械設備等については98.9%が落札率、もう99%の落札率ですよ。こういう実態がある。じゃあこの実態をどう見るかというところで、やはり議会としての行政に対するチェック、さらにもっと言えば間接的に業者に対するチェックということにもつながってくるわけでありまして。ですから、執行部が提案をするときには、少なくとも我々がチェックできるような歩切りだとか落札率についても、あわせて資料として出していただく。こういうことが今後ぜひ行われていかなければならないと思いますけれども、執行部の見解をお聞きいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの御要望ということでございます。

私どももできる限り、大きな工事については十分な積算の時間等も含めて時間はとりたいと思います。

こうした事業につきましては、工事をどうしても夏休みに始めたいという現場の要望もございますので、今回、最低限の日にちを挟んで進めてきましたが、今後もこうした事業につきましては、できる限り早い時期から積算等をし、入札も執行しまして、皆様にできる限り早い時期で資料を提供し、また審議をしていただけるように努力したいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、答弁いただきましたけれども、現場で早く仕事をやってほしいというその気持ちはわかります。だからといって、議会に対する手続きがいい加減なことではいけないわけですね。できるだけではなくて、必ず議会がチェックをでき得るに足り得る客観的な資料を必ず出すと。

例えば堀市長が就任したときも、全然その入札結果について事前には出さないという前の松野さんの姿勢がずうっと続いておったんですけれども、簡単に、出していいよということで事前公表をするようになった。それは、やる気があるかないか。本当に住民の立場に立って議会がチェックできるようにするためには、どうしたらいいか。そのことを考えればすぐできることです。すぐできることはすぐやるということで、ぜひお願いをしておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

議案第44号瑞穂市立穂積北中学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第45号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第39号から議案第43号まで及び議案第45号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

#### 散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時25分

